

★今年度に限り、助成額が3,000円⇒7,000円へ大幅に増え
ました。エコタイヤの導入をぜひともご検討ください★

大ト協第110号
令和4年7月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 中川 才助

令和4年度エコタイヤ（低燃費タイヤ・再生タイヤ）等の導入に
かかる助成について【①通常購入】
（ ご 案 内 ）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では新型コロナウイルス感染症対策支援、並びに環境保全対策の一環として、エコタイヤの導入費用の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申しあげます。

また、申請方法につきましては、郵送でのみ受付といたします。

記

1. 募集期間（申請書提出締切日） 令和5年2月10日（金）

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で受付を終了させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申しあげます。（終了の際は大ト協ホームページ TOPICS 欄にてご案内）

2. 助成対象タイヤ

○タイヤメーカーが公表する検証データ等に基づき、大ト協が別表1に定めた新品タイヤ、および別表2に定めた再生タイヤとします。

3. 助成額

タイヤ1本につきタイヤ本体の購入価格の1/2、最大7,000円

(タイヤ本体の消費税を含む)

4. 上限本数

1社につき、大阪府下で保有する全車両数の1台あたりの総輪数+1台につきスペアタイヤ1本(夏タイヤ、冬タイヤをそれぞれ申請できます。)

※予算枠がございますので、各社合計500本までに制限させていただきますので、
予めご承知ください。

(例) 全保有車両5台のうち総輪数4本車両3台、総輪数12本車両2台の場合

総輪数 4本+1本(スペア) ×3台分=15本

総輪数 12本+1本(スペア) ×2台分=26本

(15本+26本) ×2(夏タイヤと冬タイヤ) =申請上限本数は82本となる。

5. 助成条件(以下のすべてに該当する必要があります)

○大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両に対して令和4年4月1日以降にエコタイヤを購入していること。(軽自動車、自家用車は不可)

○被けん引車両に装着したタイヤも助成対象とします。

○タイヤ本体に係る消費税も助成対象とします。

○再生タイヤ導入の場合は必ず「再生」であることがわかる標記を請求書(明細書)に入れてください。

6. 助成申請必要書類

①(様式1) 令和4年度 エコタイヤ(低燃費タイヤ・再生タイヤ)等の【①通常購入】導入助成金交付申請書

②(様式2) 令和4年度 エコタイヤ(低燃費タイヤ・再生タイヤ)等の【①通常購入】導入内訳書

③請求書(写)

・請求書(リースの際は見積書)は、タイヤメーカー名・商品名・単価・本数が明記されていること。(タイヤメーカー名・商品名等は別表を参照してください)

・請求書の額と領収証(または振込明細書等)の額が同じであること。

※数件の請求書を合算して支払った場合は、すべての請求書を添付してください。

・請求書は、該当箇所のみならず、全ページの写しを添付してください。

④領収証（写）（※振込明細書等（写）も可）

- ・領収証、振込明細書等は、振込日、金額、振込元、振込先が確認できるものであること。また、切り貼りや修正があるものは不可としますが、必要箇所以外（残高等）を黒く塗りつぶすのは可とします。
- ・通帳の写しは不可とします。
- ・領収証等の代金領収日が、令和4年4月1日以降であること。
- ・手形でのお支払は、令和5年3月末までの決済分が助成対象となりますので、領収証（写）の余白部分に決済日（支払期日）をご記入ください。
- ・リース契約の場合は請求書と領収書の代わりに見積書とリース契約書（写）（割賦購入の場合は割賦販売契約書（写））
- ・リース契約書や割賦販売契約書等に契約日、エコタイヤ装着車両の登録番号か車台番号が記載されていること。

7. その他

- 募集期間中に、複数回ご申請できます。
 - 申請書類等に不明瞭な点が見られる場合は、助成いたしません。
 - 手書き申請で様式1、様式2の記入を訂正する場合、修正液等は使用せず、二重線で消した上から書き直してください。
- ※様式1の訂正箇所のうち申請金額の訂正は認められませんので再度申請用紙を用意してください。**

（申請先〔郵送先〕ならびにお問合せ先）

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

（一社）大阪府トラック協会 交通・環境部

TEL：（06）6965-4033 FAX：（06）6965-4029

※申請後にFAXやお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。